

バナー広告掲載要領

第1条（目的）

本要領は、一般社団法人栃木県建築構造設計事務所協会（以下「協会」という）のホームページへのバナー広告掲載に関し、必要な事項を定めるものである。

第2条（定義）

本要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

1) ホームページ・・・協会が管理する公式webサイトをいう。

(<https://www.tasdo.or.jp/>)

2) バナー広告・・・ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページURLにリンクするものをいう。

3) 広告掲載希望者・・・バナー広告掲載を希望し、協会へ申し込みを行う者をいう。

4) 広告主・・・ホームページにバナー広告を掲載する者をいう。

第3条（広告種類）

ホームページに掲載する広告は、第5条（広告規格）に準ずる画像データを使用したバナー広告（以下、単に「広告」という）とする。

第4条（広告規定）

次の各号に該当する広告の内容は、掲載しないものとする。

- 1) 法令等に違反しているもの
- 2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 3) 第三者を誹謗中傷又は排斥するおそれがあるもの
- 4) 政治性又は宗教性のあるもの
- 5) 協会の趣旨にそぐわないと思われるもの
- 6) その他、協会が広告として掲載が不相当であると判断するもの

第5条（広告規格）

広告の規格は、次の各号に定めるところによる。

1) 【A枠】

サイズ：W300px×H250px

データ形式：PNG/GIF/JPEG

データ容量：180KB以下

2) 【B枠】

サイズ：W234px×H60px

データ形式：PNG/GIF/JPEG

データ容量：180KB以下

第6条（広告の掲載位置及び枠）

広告掲載枠数は協会が定めるものとし、掲載位置はホームページ内のサポートリンク欄とする。なお、協会はホームページのデザイン変更等により、任意に広告の掲載位置を変更することができる。

第7条（広告掲載期間）

広告掲載期間は3ヶ月/6ヶ月/12ヶ月単位とし、希望する掲載期間を広告掲載希望者が指定して申込むものとする。

第8条（広告掲載希望者の募集）

- 1) 広告掲載の募集は、ホームページにて行うものとする。
- 2) 広告掲載希望者の募集は、広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

第9条（広告掲載料）

1) 広告掲載料は次の各号に定める通りとし、申込者は第10条の規定により送付された書面の記載に従い、広告料を納付するものとする。

【A枠】 3,000 円／月

【B枠】 2,000 円／月

2) ホームページのPV数が大きく変動した場合であっても、契約した掲載期間中において

て広告掲載料は変更しないものとする。

第10条（広告掲載の申込み）

広告掲載希望者は、ホームページの「広告バナーの募集」から内容に同意した上で、広告掲載申込書により、郵送にて協会事務局へ申込みものとする。

第11条（広告掲載の決定）

- 1) 協会は、第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。
- 2) 広告掲載の可否は、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に書面にて通知する。

第12条（広告掲載料の納付）

広告主は、協会が指定する期日までに広告掲載料を一括前納するものとする。ただし、協会が特別な理由があると認めたときはこの限りでない。

第13条（広告原稿の作成及び提出）

- 1) 広告主は、広告原稿（画像データ）を協会が指定する期日までに、指定する場所にEメールにて提出するものとする。
- 2) 広告原稿（画像データ）は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

第14条（広告内容の変更要求）

協会は、バナー広告の内容、デザイン及びリンク先のページ内容等が第4条の規定に抵触していると判断した時は、広告の掲載を一時停止し、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

第15条（広告掲載の取り消し）

事務局は、次の各号に該当する場合には、手続きを要することなく広告掲載を取り消すことができる。

- 1) 指定する期日までに広告掲載料の納付のない場合。

- 2) 指定する期日までに広告原稿の入稿がされなかった場合。
- 3) 14条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じない場合。
- 4) その他、本ホームページへの広告掲載が適切でないと事務局が判断した場合。

第16条（広告掲載の取り下げ）

- 1) 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができるものとする。
- 2) 前項の規定により広告掲載を取り下げる場合、1週間前までに取り下げ期日について協会へ申し出なければならない。
- 3) 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

第17条（リンク先の変更）

広告のURLを変更する場合、広告主は変更の1週間前までに協会へ通知するものとする。

第18条（広告掲載料の返還）

- 1) 協会は、広告主の責に帰さない理由により広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、広告主に広告掲載料を返還する。
- 2) 前項の規定により返還する広告掲載料は、納付済額のうち掲載期間の残りの月数に応じた額とする。
- 3) 1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

第19条（広告主の責務）

- 1) 広告主は、バナー広告及び印刷広告の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 2) 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3) 広告主は、バナー広告のリンク先ウェブページのURLに変更があった場合、速や

かに協会に連絡するものとする。

第21条（広告掲載期間の延長）

- 1) 協会の都合により、広告掲載期間内にホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。
- 2) 広告主の責に帰さない理由により、協会が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

第22条（広告主の責務）

- 1) 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項についてすべての責任を負うものとし、協会は一切の責任を負わないものとする。
- 2) 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、および広告の内容等にかかる著作権等の権利について正当な権限を有することを、協会に対して保証するものとする。
- 3) 第三者から、広告に関連してクレームがあった場合には、広告主の責任及び負担において解決することとし、協会は一切の責任を負わないものとする。

第23条（免責事項）

協会は、広告主が広告掲載に用いるサーバー、ソフトウェア等の障害、誤動作、業務停止等により損害を受けた場合においても、その責任を負わないものとする。

第24条（要領の変更）

協会は、本要領の条項を必要に応じて変更することができ、すでに掲載中の広告についても、変更後の要領を適用することができる。

(附則)

この要領は、平成30年3月1日から施行する。